

はじめに

近年、心身の発達に特別な配慮が必要と思われるお子さんに関する相談や対応に苦慮する声が各機関から報告され、増加傾向にあります。このようなお子さんの特性を早期に発見し、その特性に合わせた支援へとつなげることが重要となります。

昭島市では、平成25年に発達支援に係わる関係部署による「発達障害児等の支援に関する庁内検討委員会」において、特別な配慮が必要と思われるお子さんに対する「理解」「支援」「連携」をどのように進めていくのか検討いたしました。平成26年度には、公募市民、学識経験者及び事業者の代表の方などを委員とした「昭島市児童発達支援計画審議会」を設置し、「特別な配慮が必要と思われるお子さんが地域の一員として自立することを支援する」を基本目標とした「昭島市児童発達支援基本計画」を策定し、昭島市としての児童発達支援の骨格を定めました。

今回、基本計画をさらに具現化するため、児童発達支援の中核的な拠点施設となる（仮称）昭島市児童発達支援センターの設置に向けた「（仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、児童発達支援センターの整備を進めるとともに、児童発達支援事業を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、各関係機関ならびにご協力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げ、本計画の推進に向けて、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

昭島市長
北川 穰一

目次

第1章 詳細計画策定の目的	1
第2章 児童発達支援センターの果たす役割	2
1 児童発達支援センターの運営に関する基本方針	2
2 児童発達支援センター運営協議会の役割	3
3 子どものライフステージに応じた支援	4
第3章 ニーズの把握	5
1 ニーズの把握の考え方	5
2 特別支援教育の状況	11
第4章 児童発達支援センターの事業概要	13
1 事業の体系	13
第5章 児童発達支援センターの施設規模	14
1 設置場所と設置の形態	14
2 施設規模	14
3 開設時期	15
4 ハード面における配慮事項	16
第6章 児童発達支援センターの諸室	17
1 必要となる事業別諸室	17
2 機能別諸室の要件	20

第7章 事業運営.....22

1 各事業の職員配置.....	22
2 児童発達支援センターの利用.....	23
3 相談事業.....	24
4 発達支援事業（未就学児童）.....	26
5 発達支援事業（就学児童）.....	29
6 連携事業.....	30
7 地域支援事業.....	33
8 保護者支援・研修・啓発事業.....	35
9 障害者差別解消法施行による「合理的配慮」の確保.....	36
10 運営主体.....	37

資料編.....38

資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例.....	39
資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿.....	40
資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況.....	41
資料4 庁内連絡会要綱.....	42
資料5 用語解説.....	43

※本文中の「*」がついた用語は、43頁からの用語解説を参照してください。

第1章 詳細計画策定の目的

本市では、平成27年3月に昭島市児童発達支援基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童（以下「要配慮児童」という。）の個々の特性に配慮し、保護者への適切な支援と、要配慮児童のライフステージ*に応じた継続した支援についての基本的な考え方を示しました。

基本計画では、基本目標を「要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する」として定め、要配慮児童の社会での自立につながるように、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、児童の特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図ることとしています。また、児童発達支援*を行うための中核的な拠点施設として、（仮称）昭島市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の設置を掲げ、相談機能、療育訓練や専門訓練などの訓練機能及び事務局機能を備えた施設整備の基本方針を定めています。その中では、児童発達支援センターの用地について、小学校の統合により、空き施設となる、現在のつつじが丘南小学校の跡地の一部を活用することが最も現実的であると見做し、同校舎1階部分も含め整備することとしています。

本計画は、関係法令に基づき、社会的障壁*の除去及び合理的配慮*に留意しながら、基本計画に掲げる支援方針を達成するため、次の点を基本的な目標とし、児童発達支援センターの整備について、具体的な内容を定めるものです。

- (1) 乳幼児期における早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実
- (2) 学齢期における支援の充実
- (3) 関係機関との連携体制の構築
- (4) 要配慮児童の地域生活を支援するための環境整備
- (5) 支援の中核的拠点となる施設の整備

第2章 児童発達支援センターの果たす役割

基本計画において示されている児童発達支援に向けた基本的な取り組みに関し、児童発達支援センターの果たす役割を次のように位置付けます。

1 児童発達支援センターの運営に関する基本方針

相談支援機能の構築（専門機関との連携による一体的な相談支援）

誰もが利用しやすい相談支援の仕組みを整え、児童発達支援センターの専門的な機能を生かし、相談から早期発見・早期支援につなげます。

- 母子保健、児童福祉、障害のある児童に関する専門機関や医療機関、教育・保育施設等*との連携を図り、発達障害などに起因する要配慮状態を早期に発見し、早期支援に確実につなげるための総合的な体制の構築を図ります。
- 学齢期において、学校や学童クラブ*、適応指導教室*などで、はじめて障害のあることが疑われる児童・生徒への早期支援に向け、教育と福祉の一体的な取り組みを推進します。

個性を大切にした発達支援事業の実施

利用者一人ひとりの個性が大切にされる中で、適切な療育が実施され、児童及び保護者等が安心して利用を継続できる施設とします。児童発達支援センターを利用することで、要配慮児童が地域の一員として自立することを目指すとともに、保護者等の悩みや不安を軽減する取り組みを実施します。

- 要配慮児童一人ひとりに対する適時・適切な支援を推進していくため、「(仮称)個別の発達支援計画*」を作成し、発達支援事業を実施します。
- 通常学級をはじめ、特別支援学級*、特別支援教室*、特別支援学校*など教育との連携を基本として、特別支援教育による自立活動との協調を図り、個のニーズ（児童の特性）に応じ、教育と福祉が一体となった支援の提供に努めます。

地域支援体制の構築

地域における連携体制の構築に努め、個のニーズ（児童の特性）に応じた継続した支援を総合的に進めることができる環境の整備を図ります。また、研修などにより人材育成に努めるとともに、児童発達支援に対する理解を深めるための啓発事業や情報提供を行います。

2 児童発達支援センター運営協議会の役割

児童発達支援センターの適正な運営と施設管理に向け、「児童発達支援センター運営協議会」を設置します。なお、運営協議会の組織と担当事務は、次のとおりです。

【運営協議会の概要】

組織
<ul style="list-style-type: none">➤ 児童発達支援センター利用者の保護者➤ 市内関係団体の代表者➤ 学識経験者➤ 関係行政機関の職員
担当事務
<ul style="list-style-type: none">➤ 児童発達支援センターの運営に関すること➤ 児童発達支援センターの管理に関すること➤ 児童発達支援センターの事業に関すること➤ その他児童発達支援センターに関する基本的事項

3 子どものライフステージに応じた支援

児童発達支援センターにおける各種支援を項目及びライフステージごとにまとめると、次のとおりとなります。

【ライフステージに応じた支援の一覧】

	乳児期	幼児期	学齢期	若者期 (18歳未満)
相談支援機能の構築 (専門機関との連携による 一体的な相談支援)	→			
	一般相談 専門相談：発達相談・教育相談（発達）・医療相談			
	「就学支援シート*」や「個別の教育支援計画*」と連携した市独自の「(仮称)発達支援シート*」の活用			
個性を大切に した 発達支援事業の 実施	支援会議の設置・運営			
	◎障害児相談支援（「サービス等利用計画*」など）			
	◎児童発達支援	◎放課後等デイサービス*		
	親子通園事業	特別支援学校による自立活動等の指導との連携事業		
	集団生活適応支援			
地域支援体制の構築	一時預かり			
	◎保育所等訪問支援*			
	巡回相談事業：教育・保育施設等	巡回相談事業：学童クラブ		
	支援に携わる専門職などに対する研修会の開催			
	市民に向けた理解・啓発・情報提供			
			就労に向けた支援	

※ ◎印は児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス事業

第3章 ニーズの把握

1 ニーズの把握の考え方

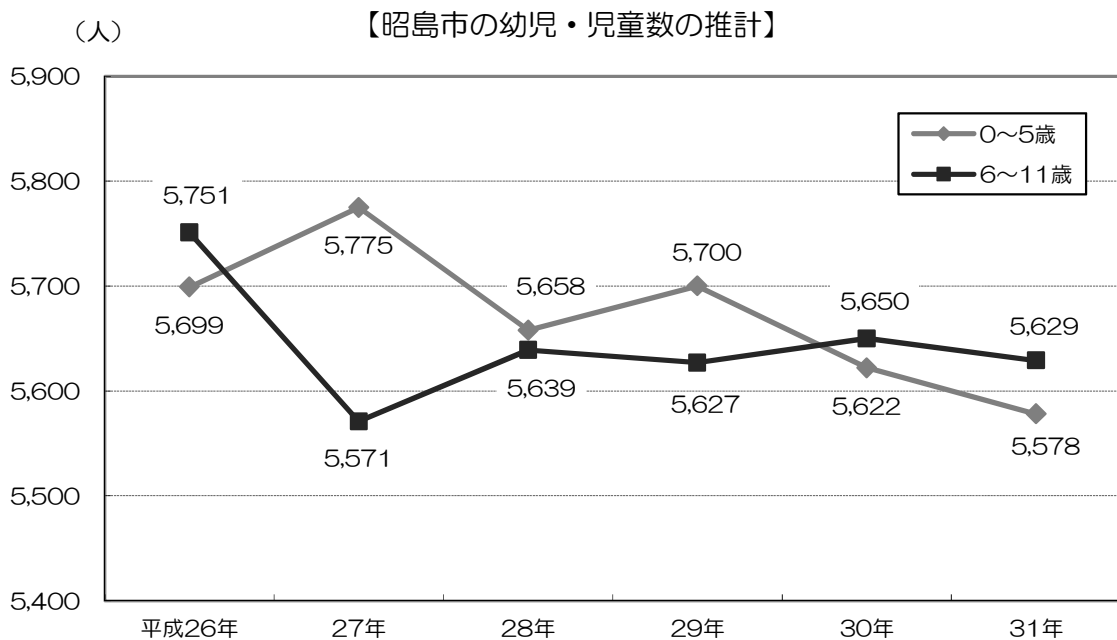
(1) 小学校における要配慮児童の出現率

児童発達支援センターの規模を考える際は、市内に支援を必要としている児童がどのくらい存在するのかを基本として、サービスを提供する側の人員体制や財政規模を十分踏まえ、整備可能な施設規模について検討する必要があります。

支援を必要とする児童数の把握については、要配慮児童の出現率が一つの根拠として考えられます。文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は、小学校では7.7%と推定されています。

この結果に基づき、本市の6歳から11歳までの小学生児童数の推計値（図表1）を掛け合わせると、学習面や行動面における困難の程度に差はありますが、支援を必要としている小学生児童の数が想定されます（図表2）。こうした児童を対象として、学校や教育相談室*、就学相談*の担当部署との連携を図り、保護者からの相談を適切な支援へつなげていくことが必要です。

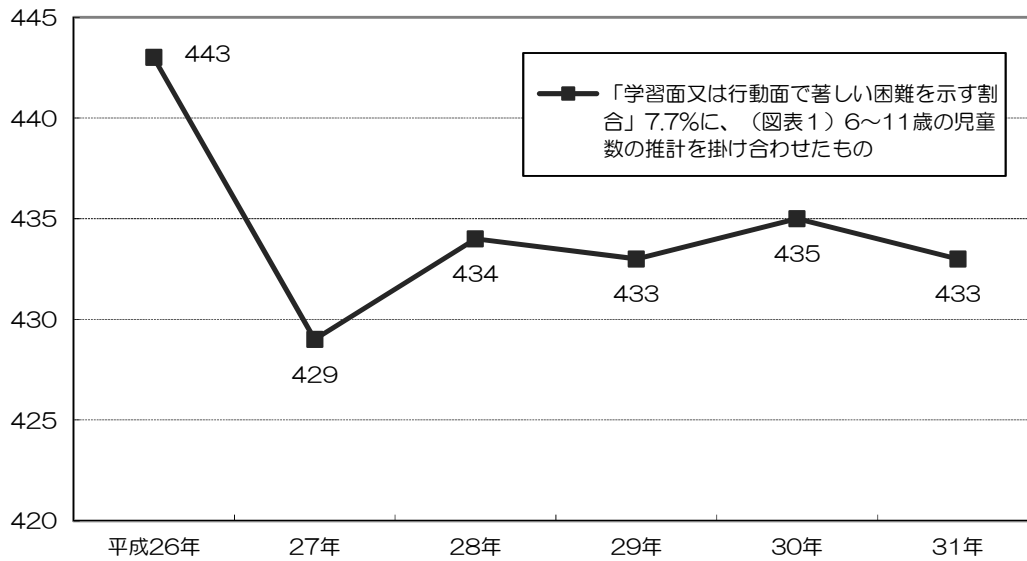
(図表1)



資料：「昭島市子ども子育て支援事業計画」

(図表2)

(人) 【学習面又は行動面で著しい困難を示す6～11歳児童数の推計】



(2) 障害相談の件数

東京都児童相談所*における相談内容別の受理状況から、相談の総件数に占める障害相談は、平成24年度に5,836件(22.3%)、平成25年度に5,798件(21.8%)、平成26年度に5,905件(18.6%)と推移しており、養護相談に次いで大きな割合を占めています。なお「愛の手帳*」の発行は3,612件でした。

東京都立川児童相談所における昭島市の相談件数は平成26年度に193件で、そのうち障害相談は46件(23.8%)でした。

また、市の子ども家庭支援センター*での平成26年度の相談状況は、全相談件数953件のうち、障害相談は26件(2.7%)、延べ相談回数は171回となっており、継続した相談が必要とされている状況がうかがえます。

(図表3)

【東京都児童相談所における障害相談受理状況】(単位：件)

相談区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害相談	5,836	5,798	5,905
うち 昭島市	39	54	46

—東京都児童相談所発行 平成25年度～27年度版 事業概要より抜粋—
 —東京都立川児童相談所発行 平成25年度～27年度版 事業概要より抜粋—

(図表4)

【昭島市子ども家庭支援センターにおける相談状況】

相談区分	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害相談件数		21 (19)	46 (31)	26 (16)
延べ相談回数 (回)		118	99	171

—昭島市子ども家庭支援センター 平成 26 年度 事業概要より抜粋—
 ※障害相談件数の () は実人数。

(3) 就学前児童の状況

就学前児童については、統計的な資料から要配慮児童の割合を把握することは困難な状況にありますが、参考となるものとして、昭島市在住障害者手帳所持児童数、教育・保育施設で加配*を受けている乳幼児数、児童発達支援の利用者数などがあげられます。このほかに乳幼児健康診査で把握される要配慮の乳幼児数などが参考となり、実際の利用者もこれらの中に含まれている可能性が高いと想定されます。

教育・保育施設で加配を受けている幼児数は、平成 27 年 5 月現在で 53 人、児童発達支援の支給決定を受けた児童数は平成 27 年 4 月現在で 34 人となっています。

(図表5)

【昭島市在住障害者手帳所持児童数】

(各年 3 月 31 日現在)

	平成 26 年		平成 27 年	
	18 歳未満 (人)	うち乳幼児 (人)	18 歳未満 (人)	うち乳幼児 (人) うち他手帳所持者 (人)
身体障害者手帳*	125	20	126	17 5
愛の手帳 (東京都療育手帳)	196	18	212	27 5
精神障害者保健福祉手帳*	12	0	10	0 0

(図表6)

【教育・保育施設で加配を受けている乳幼児数】

(各年5月1日現在)

	平成 26 年		平成 27 年	
	乳幼児数 (人)	うち加配を 受けている乳幼 児 (人)	在園児数 (人)	うち加配を 受けている 乳幼児 (人)
保育所等に通園している乳幼児	2,544	49	2,449	53
幼稚園に通園している乳幼児	1,225	不明	1,279	不明
昭島市の乳幼児数	5,699		5,659	

(図表7)

【児童発達支援の利用者数】

(平成 27 年 4 月 2 日現在)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
支給決定を受けた人数 (人)	0	3	4	9	9	9	34
教育・保育施設に在籍中の 人数 (人)	0	1	1	2	4	7	15
医療機関の訓練 (人)						1	1
実際、児童発達支援を利用 している人数 (人)						18	18

※支給決定を受けているが、サービスの利用をしていない児童も含む。

(4) 児童発達支援の利用状況

平成 27 年 4 月現在の児童発達支援の支給決定を受けた児童数 34 人(図表 7)についてみると、15 人が教育・保育施設に在籍し、1 人は医療機関の訓練に通院していることから、児童発達支援を実施している事業所のみ利用児童数は 18 人となり、この 18 人については引き続き、児童発達支援センターの利用者となることが想定されます。

(図表8)

【図表 7 において実際の利用者数のうち、NPO*法人昭島ひよこ教室への利用登録者数】

(平成 27 年 4 月現在)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
利用登録者数 (人)	0	2	3	7	4	1	17

(5) 放課後等デイサービスの状況

就学児童については、平成 27 年 4 月現在、71 人が放課後等デイサービスの支給決定を受けており、市内外の事業所へ通所しています。このうち複数の事業所を利用している児童や市外の事業所を利用している児童が、児童発達支援センターへ移行してくる可能性が考えられます。

(図表 9)

【放課後等デイサービスの支給決定を受けた児童の状況（利用事業所の所在地内訳）】

(平成 27 年 4 月 2 日現在)

	昭島市	立川市	八王子市	福生市	その他	合計
延べ人数（人）	41 (実人数 31)	25	5	11	9	91

※実人数は 71 人（15 人が複数事業所を利用）

(図表 10)

【障害児通所支援延べ利用状況】（単位：人）

(各年 3 月 31 日現在)

	放課後等デイサービス	児童発達支援
平成 22 年度	2,721	
平成 23 年度	4,469	
平成 24 年度	6,760	
平成 25 年度	6,652	1,848
平成 26 年度	9,025	1,904

※平成 24 年度までは児童デイサービス事業における数値。

(図表 11)

【昭島市に所在地がある放課後等デイサービス事業所の定員】

	NPO 法人昭島ひよこ教室	ドリームボックス中神	NPO 法人にここ
定員（人）	10※	10	10

※NPO 法人昭島ひよこ教室については、多機能型として申請しており、児童発達支援、放課後等デイサービスをあわせた定員となっています。

(6) 多摩地域の児童発達支援の状況

昭島市児童発達支援計画審議会にて視察した、小金井市、調布市、日野市では、児童発達支援を実施しています。各市1クラス7人～10人の構成で、3～5クラス（クラスは年齢、行動特徴、発達段階等を考慮して編成）の規模で実施しており、施設規模や職員の配置、管理・運営の状況など、参考とすることができます。

また、これら3市に共通して、施設の利用希望者が年々増加しているという状況があり、本市の整備においては、こうした状況にも対応できるように、クラス編成や実施日数に柔軟性を持たせることも検討する必要があります。

(7) 児童発達支援センターで実施される事業の定員数

以上の状況から、児童発達支援センターで実施する児童発達支援については、およそ3クラス合計20名程度の定員を想定することが適当と考えられます。

ただし、今後のニーズによってはクラスの定員を変更できるよう幅を持たせるため、1クラス1～2名程度は増やすことのできる部屋の確保が必要となります。

放課後等デイサービスについては、施設の敷地面積から、受け入れ人数には限りがあり、児童発達支援センターでは、療育の継続性を主眼におき、1日10名程度の定員として実施することが適切であると考えます。

また、近年放課後等デイサービス事業を行う事業所が増加傾向にあり、今後増えていく可能性がある中で、これらの事業所の運営の妨げにならないよう配慮していく必要があります。

ここに示す定員数は施設の定員であり、実利用人数はこれより多くなることが見込まれます。

2 特別支援教育の状況

市では、平成 25 年 2 月に「昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、小中学校に通学する要配慮児童の自立と社会参加に向けた教育環境の充実を図っています。

市の特別支援教育体制は、知的障害対応の特別支援学級（固定学級*）が小学校で 3 校、中学校は 2 校、また通級指導学級*が小学校で 4 校（情緒が 3 校、難聴・言語が 1 校）、中学校で 1 校（情緒）、都立特別支援学校となっており、発達障害の児童・生徒に対する教育的支援は、主として通級指導学級において行っています。この通級指導学級は特別支援教室への移行も検討されています。また、情緒障害に関する固定学級については今後検討が必要です。

児童発達支援センターでは、児童のライフステージの変わり目に支援が途切れないうよう、教育委員会と協力しながら継続的な支援体制を構築し、児童・生徒の将来的な自立を踏まえた各機関との連携を図る必要があります。

（図表 12）

【小学校の特別支援学級在籍者数】

（各年 5 月 1 日現在）

学校名		種別	在学者数（人）	
			平成 26 年	平成 27 年
固定学級	共成小学校	知的障害	15	13
	つつじが丘南小学校	知的障害	21	28
	田中小学校	知的障害	15	12
	小計		51	53
通級指導学級	富士見丘小学校	言語障害	44	37
	富士見丘小学校	難聴	2	2
	東小学校	情緒障害	26	38
	つつじが丘北小学校	情緒障害	22	36
	拝島第三小学校	情緒障害	34	43
	小計		128	156
昭島市立小学校児童数			5,582	5,502

(図表 13)

【中学校の特別支援学級在籍者数】

(各年5月1日現在)

学校名		種別	在学者数（人）	
			平成 26 年	平成 27 年
固定学級	昭和中学校	知的障害	30	25
	多摩辺中学校	知的障害	17	16
	小計		47	41
通級指導学級	瑞雲中学校	情緒障害	21	25
	小計		21	25
昭島市立中学校生徒数			2,651	2,669

【都立特別支援学校 小・中学部 在籍者数（昭島市在住）】 (図表 14)

(平成 27 年 7 月 17 日現在)

学校名	小学部（人）	中学部（人）
あきる野学園	36	22
村山特別支援学校	2	9
八王子盲学校	2	3
立川ろう学校	3	
墨東特別支援学校	1	
武蔵台学園	2 ^{*1}	
府中けやきの森学園		1 ^{*2}

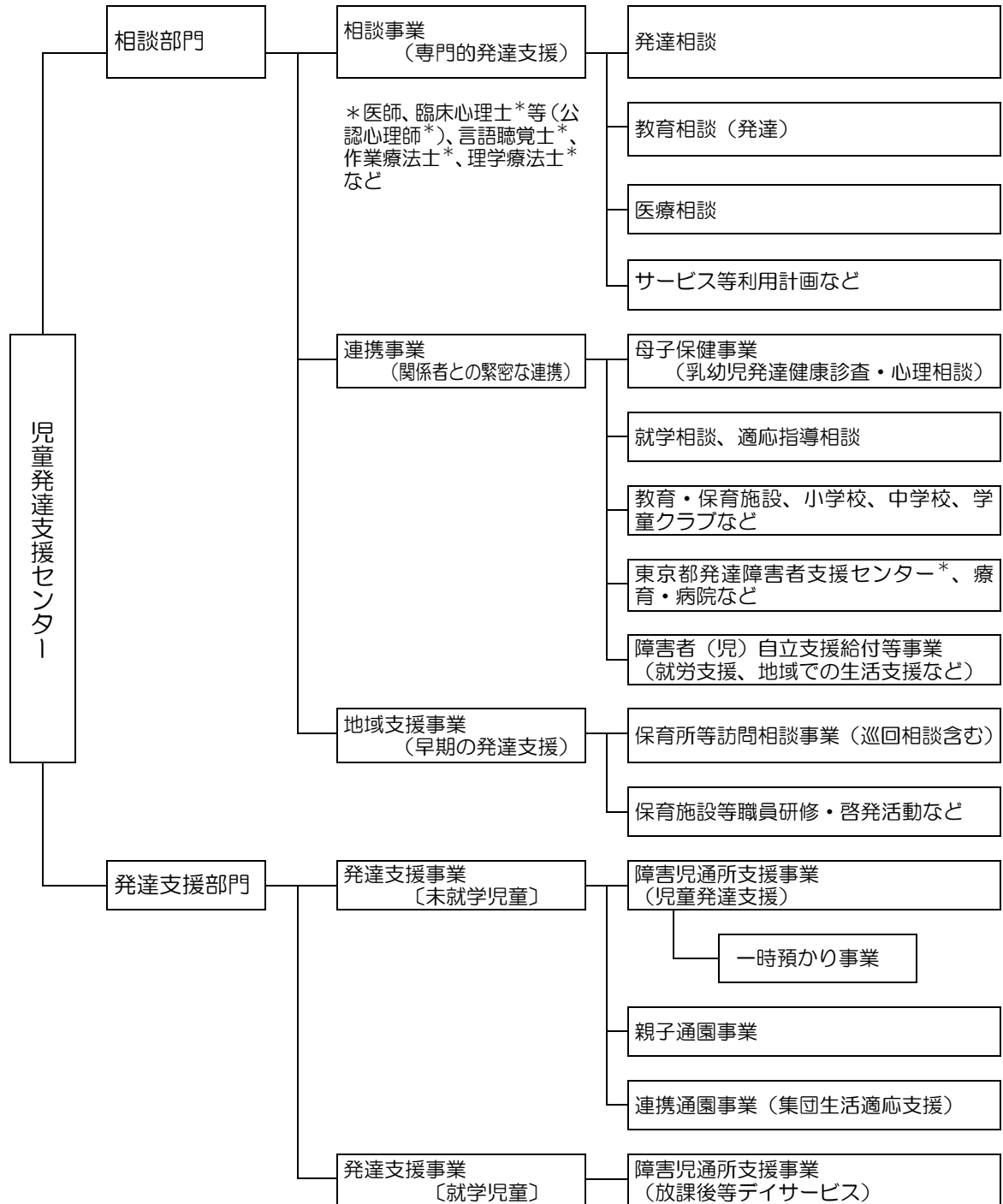
※ 1 武蔵台学園はあきる野学園からの転学生と区域外就学中を含むため、重複計上。

※ 2 府中けやきの森学園は村山特別支援学校からの転学生を含むため、重複計上。

第4章 児童発達支援センターの事業概要

1 事業の体系

児童発達支援センターは、要配慮児童に対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、相談部門と発達支援部門を二つの柱として、相談、連携、地域支援、発達支援に関する各種事業を実施します。



第5章 児童発達支援センターの施設規模

1 設置場所と設置の形態

小学校の統合後に空き施設となるつつじが丘南小学校を活用し整備する校舎部分は、複合施設として整備する計画であり、他の施設との関連から、校舎のみでは事業に必要なスペースを確保することができません。このため、校舎の1階部分において、法外の相談事業・発達支援事業、事務局の機能などを整備します。また、校舎に隣接した敷地に新たな建物を建設し、専門相談事業や発達支援事業などを実施する計画とします。

2 施設規模

施設の具体的な規模は次のとおりです。

【児童発達支援センターの具体的な規模】

	校舎改築部分	新築部分
敷地面積	15,250.52 m ²	1,250 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造など
階数	3階のうち1階	2階
延床面積	1階のうち一部	約830 m ²

3 開設時期

本計画の策定後、児童発達支援センターが事業を開始するまでには、基本設計や実施設計、建設工事などに要する期間が必要となります。

今後の整備スケジュールの予定については次のとおりです。

【児童発達支援センター（既存・新築）の整備スケジュール】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
建 物	児童発達支援計画							開 設	
	事業詳細計画								
	設 計	既存		基本設計	実施設計				
		新築			<準備>	実施設計			
建設工事	既存								
	新築								

【児童発達支援センター整備補助申請のスケジュール】

時期	平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度				
	4月	7月	11月	3月	4月	7月	9月	12月	4月	5月	6月	7月	～
国				国庫補助金協議		国庫補助内示							
東京都									都補助内示	◎初年度分補助金支払			◎次年度分補助金支払
施設設置主体		事業計画書提出（創設・改築等）		国庫補助協議書提出				補助金交付申請（初年度分）			補助金交付申請（次年度分）		
							契約・着工						

※この補助金は民間法人のみが受けることができます。

4 ハード面における配慮事項

児童発達支援センターの設計・整備にあたっては、次の4点を配慮すべき基本事項として位置付けます。

- (1) プライバシーに配慮した相談室の配置と動線を確保します。
- (2) 発達障害などの障害特性に配慮した施設面での工夫に努めます。
- (3) 利用者の視点に加え、環境面や安全面など幅広い視点に配慮します。
- (4) 既存施設の効果的な活用を図るとともに、新たな建物については、効率的で効果的な整備に努めます。

【設計上の主な配慮事項】

配慮項目		配慮事項
利用者の視点	障害特性への配慮(外部からの刺激、突発的な行動など)	ロッカーや手洗いなどを壁面収納内へ設置 機能ごとに諸室を配置 室内の角や柱を丸くする クッション材などの利用
	誰もが気軽に利用できる配慮	情報コーナー、キッズスペース、授乳室の設置 相談室のプライバシーへの配慮
	ユニバーサルデザイン*への配慮	聴覚障害のある方への対応 エレベーターの活用 認識しやすい表示の設置
	外観への配慮	利用者が訪れやすい外観
環境の視点	省エネルギー配慮	照明器具の検討(LED、自動点滅など) トップライトの導入(自然光を取り入れる)
	室内環境配慮	シックハウス対策(化学物質に対する配慮) 居室の24時間換気
	自然環境配慮	木材の活用、緑化面積などの検討
安全面の配慮	災害時対応	本市水道施設との連携 災害に強い建設 停電、断水時などの対策
		2方向避難路の確保 不審者への防犯対策(防犯カメラ) 避難用すべり台の設置 非常警報装置の設置
その他	様々な利用の想定	移動間仕切りなどの活用
	維持管理上の配慮	ランニングコストの削減(省エネへの配慮) メンテナンス性への配慮

第6章 児童発達支援センターの諸室

1 必要となる事業別諸室

発達支援、専門相談、保護者への支援や情報提供、その他必要な事務などを実施する場として、建物別に次のような諸室が必要となります。

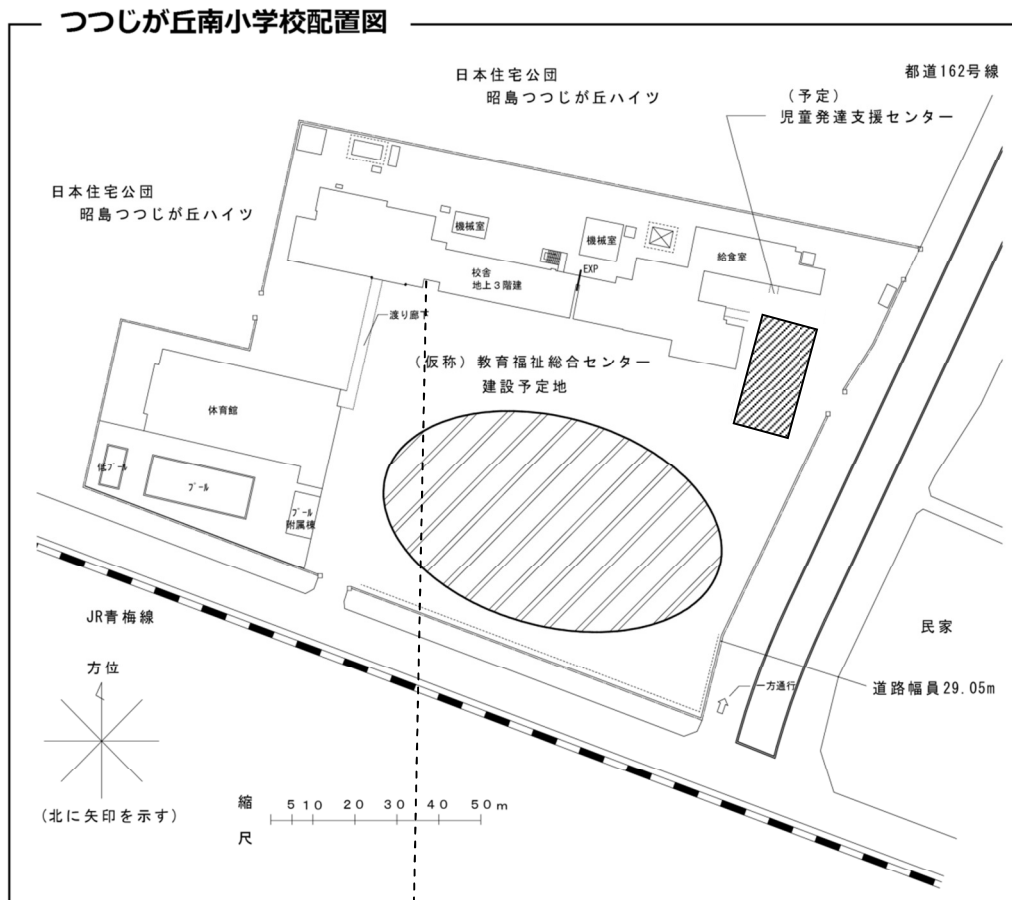
【児童発達支援センター建物別諸室一覧】

	事業	室名
新築 建物の 諸室 (新築)	通常通園（児童発達支援）	指導訓練室
		遊戯室
		感覚統合室*
		静養室
		屋外遊戯場
		個別訓練室
		調理室
	放課後等デイサービス	指導訓練室
	相談事業	相談室（専門相談）
	一時預かり事業	多目的ルーム
	事業共通	医務室
		トイレ（子ども用）
		事務室・職員室
		休憩室・更衣室
トイレ（職員・来客用）・だれでもトイレ		
洗濯室		
書庫・倉庫・教材室		
その他（エントランス、受付、廊下、階段、機械室等）		

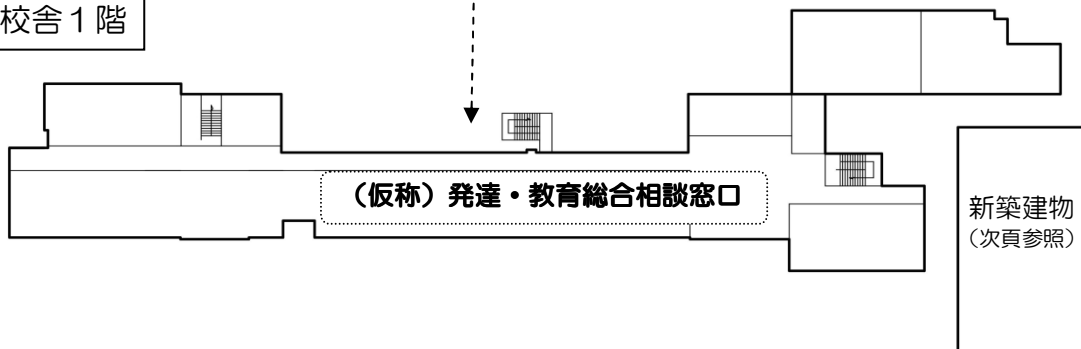
	事業	室名
既存 校舎の 諸室 (既存)	親子通園・連携通園	指導訓練室
	相談事業	相談室
	事業共通	発達・教育総合相談事務室
		研修・会議室
		書庫・倉庫・教材室
その他（廊下、エントランス、受付等）		

建物の概要（案）

（１） 既存校舎1階部分



既存校舎1階



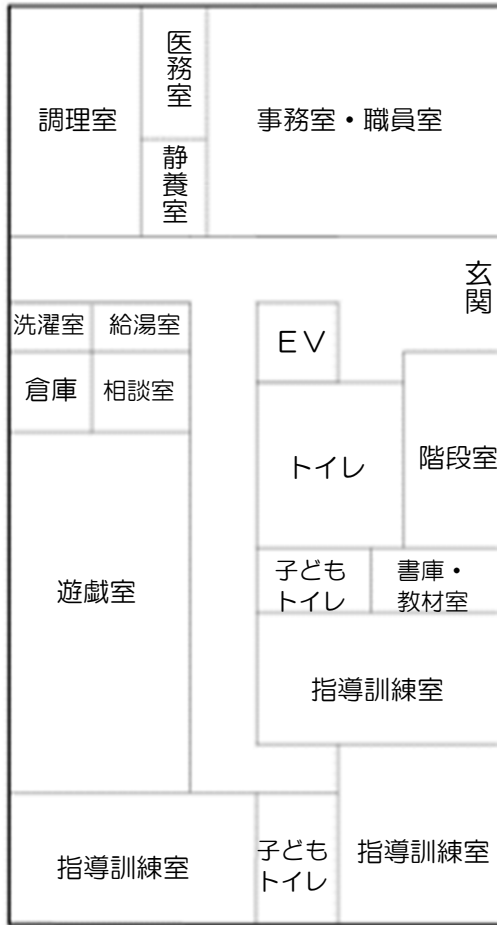
連携する事業
 ・子育てひろば

発達支援事業
 ・指導訓練室 (親子通園・連携通園) 法外

共有部分
 ・指導訓練室 (親子通園・連携通園) 法外
 ・相談室
 ・研修・会議室
 ・更衣室
 ・書庫・倉庫・教材室
 ・エントランス・受付等

(2) (仮称) 昭島市児童発達支援センター新築部分

【新築・1階】



【新築・1階】

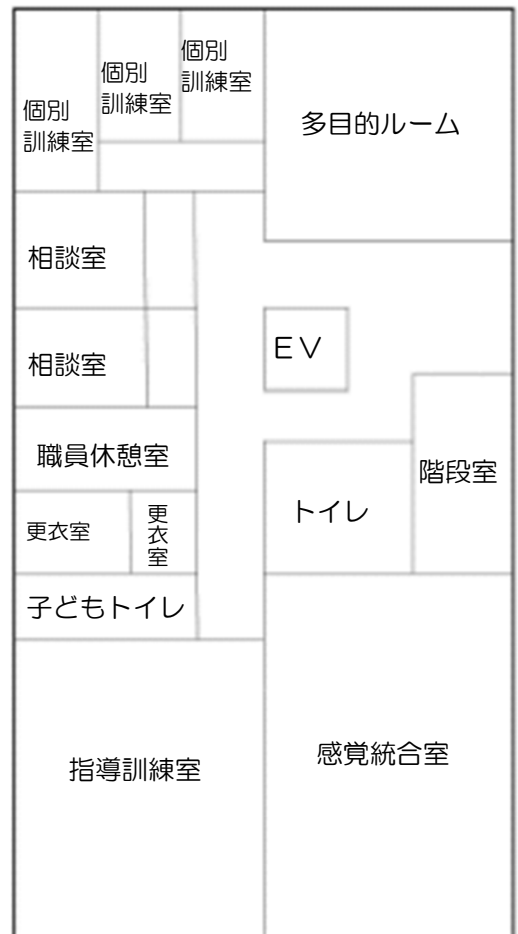
- 指導訓練室
(児童発達支援)
- 遊戯室
- 静養室
- 調理室
- 相談室
- 医務室
- トイレ
- 事務室・職員室
- エントランス・受付等
- 洗濯室
- 書庫・倉庫・教材室



【新築・2階】

- 指導訓練室
(放課後等デイサービス)
- 感覚統合室
- 個別訓練室
- 多目的ルーム
- トイレ
- 休憩室・更衣室
- 相談室

【新築・2階】



2 機能別諸室の要件

諸室の機能・目的に応じた要件は、次のとおりです。整備にあたってはこうした要件を満たすと同時に、利用者が安全に過ごせる場として整備することが必要です。（☆印は児童発達支援センターとして実施するために必須の要件です。）

【児童発達支援センター諸室の要件】

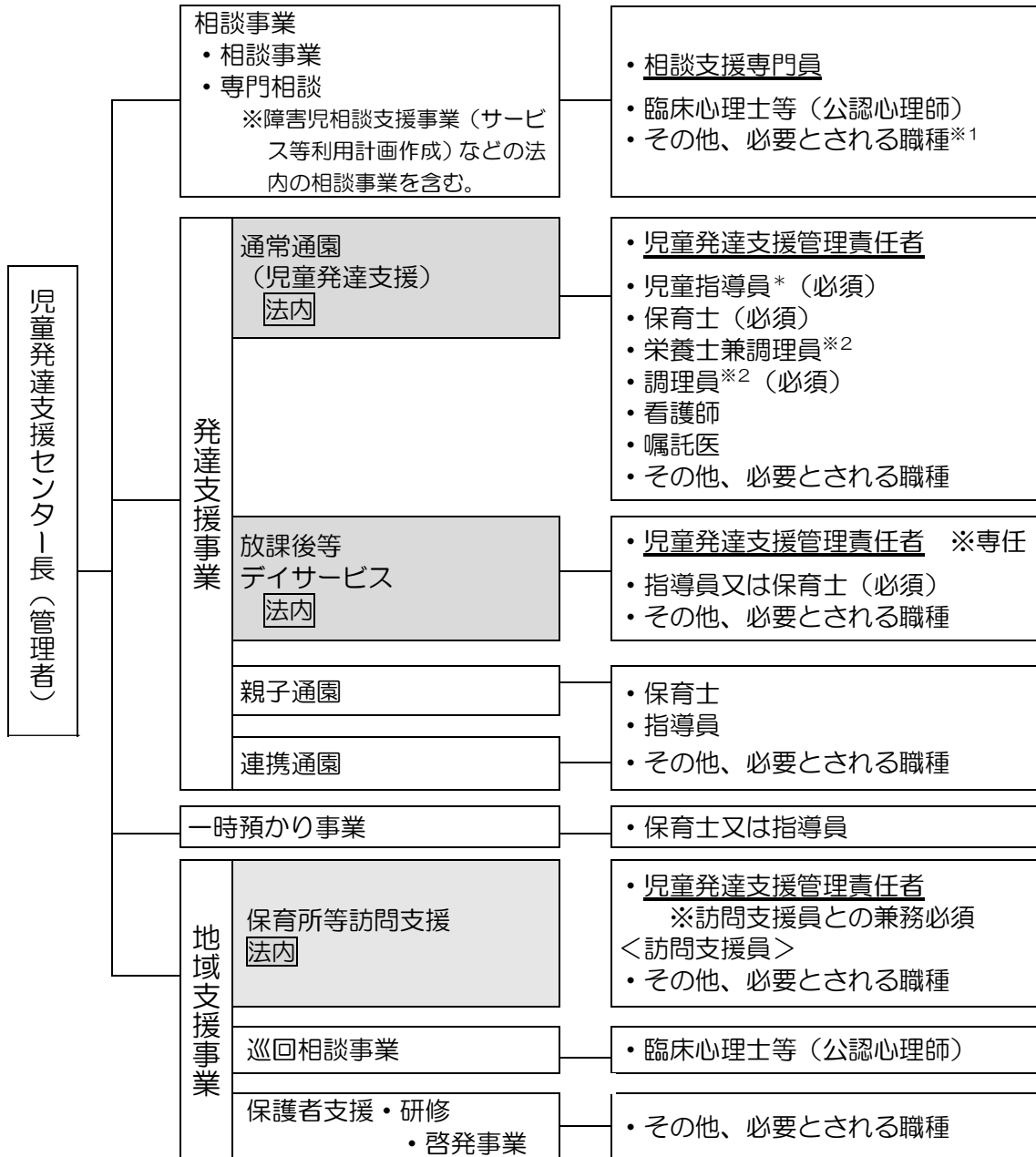
主な諸室	利用想定・配慮
指導訓練室☆ 【未就学児童】 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障害の特性による療育内容に適した機能を持つ部屋とする。 ・年齢別又は発達別のクラス編成とし、1クラス7人程度の定員。 ・指導訓練室は1階に設置し、部屋と部屋の間にはトイレ・水まわりがあり、どの部屋からも園庭に出やすいようにする。 ・水まわりを部屋に置く場合には、壁の収納にしまいこめる形にすることも検討する。 ・療育の客観的評価を行うためと、保護者の参観のためマジックミラーや観察スペースを設置する。
指導訓練室 【就学児童】 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学している要配慮児童を対象とした、個別や小集団での療育に適した機能を持つ部屋とする。 ・療育の客観的評価を行うためと、保護者の参観のためマジックミラーや観察スペースを設置する。
指導訓練室 【未就学児童】 (既存)	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学の要配慮児童が小集団での活動や遊びを通じ、親子で成長に応じた発達支援を体験できる部屋とする。 ・活動の客観的評価を行うためと、保護者の参観のためマジックミラーや観察スペースを設置する。
遊戯室☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・広い場所が必要な療育や、行事など集団での活動に対応する部屋とする。 ・動線に配慮し、トイレ、手洗いの場を配置する。 ・療育を支援する教材について、収納場所を確保する。
感覚統合室 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・トランポリン、マット運動、吊り下げ式遊具など体を動かす療育ができる部屋とし、それらに対応する構造とする。 ・動線に配慮し、トイレ、手洗いの場を配置する。 ・療育を支援する教材について、収納場所を確保する。
静養室☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・クールダウンのための部屋とする。
屋外遊戯場☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全面に配慮したつくりとする。 (児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)
個別訓練室 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練等、個別のプログラムを実施する。 ・保護者などが子どもの行動を観察できるよう、観察スペースを配置しマジックミラーを設置する。
調理室☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・通園事業における、給食及びおやつを調理する。
相談室☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と児童(0～18歳未満)、相談員及び専門職が同時に入れる広さで設置する。 ・個別相談へのニーズが高いため、適切な数を設置する。

主な諸室	利用想定・配慮
相談室 (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者と児童(0~18歳未満)、相談員が同時に入れる広さで設置する。 個別相談へのニーズが高いため、適切な数を設置する。 他部署との共有を考えた設置とする。
多目的ルーム (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に要配慮児童等の避難場所として機能する部屋とする。 給湯施設、トイレを備え付け、通常は就学前の子どもの一時預かりに対応する。 部屋を分割して活用できるようパーティションを設置する。
医務室☆ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な怪我や病気に対応する部屋。 緊急時における救急車等への搬送を想定し玄関近くに配置する。
トイレ (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 介助が必要な子どもが利用しやすいよう、適切なスペースと特殊なトイレを設置する。 各諸室から利用しやすい配置とする。 職員、保護者のトイレは共有とする。 オムツ交換台(乳幼児以上の利用を想定したもの)を設置する。 温水対応とする。
事務室・職員室 (新築・既存)	<ul style="list-style-type: none"> 職員間の連携を図る。 施設全体を運営していく中での、役割分担や情報共有を行う。
研修・会議室 (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修や人材育成にかかる研修、支援会議、保護者の連絡会など多目的に利用できる部屋とする。 部屋を分割して活用できるようパーティションを設置する。
洗濯室 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機、乾燥機のほか、収納ができるスペースを設置する。 雨天の時に物干しができるように工夫する。
書庫・倉庫・教材室 (新築・既存)	<ul style="list-style-type: none"> 療育室、指導訓練室にそれぞれ、又は単独に収納スペースを設置し、共有の物品等の保管場所とする。 書庫、教材用の棚を設置する。
エントランス・受付 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問しやすい、安心できる場所となるよう配慮する。 来所した際、わかりやすい場所に設置する。 待合コーナーを設置する。
廊下 (新築・既存)	<ul style="list-style-type: none"> 想定される来所者の動線を考慮した広さで設置する。 清掃の動線を考慮し、コンセントを設置する。 子どもが座って待機できるベンチやスペースを設置する。
階段 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 来所者に応じた、高さの手すりを設置する。 滑り止めを設置する。 非常階段又は避難用滑り台を設置する。
その他 (新築)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが裸足で活動する場所には床暖房を設置する必要がある。 電話、スイッチ、諸室の鍵などは小さな子どものとどかない高い位置に設置する。 視覚からの刺激を少なくするため、壁面収納には扉を付ける。 法内・法外*の事業を別々の部屋で実施できるよう配慮する。 ニーズの増加に備えた施設内の配置を考慮する。 全ての諸室に収納スペースを設置する。 収納スペースは、多いほどよいが、高い場所への設置は考慮が必要である。 諸室は清掃の動線を考慮し、コンセントを設置する。 同じ敷地内の他施設と調和した外観とする。

第7章 事業運営

1 各事業の職員配置

児童発達支援センターで実施する各事業と職員配置については、以下のように想定します。



法内については、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス事業

は法外事業

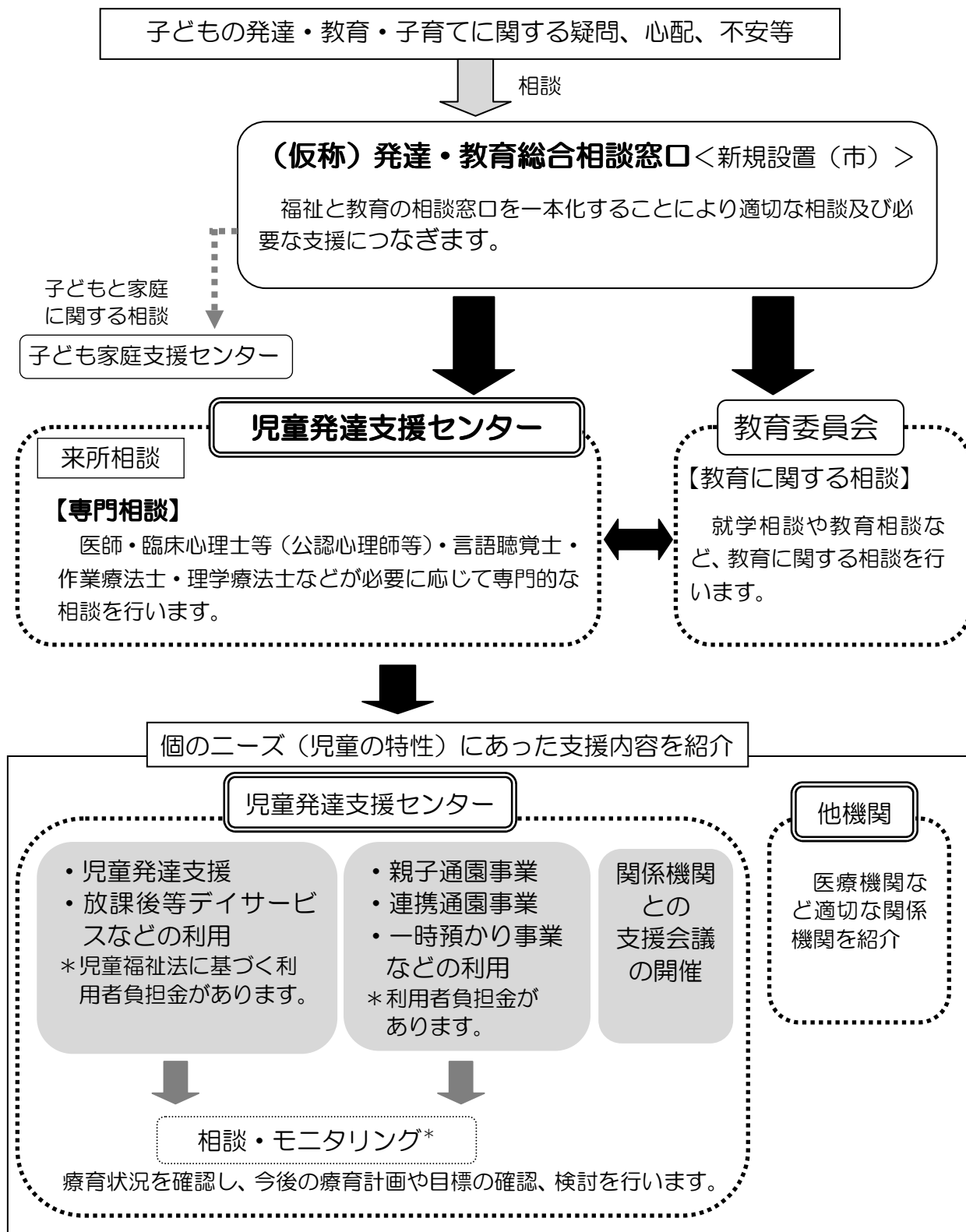
※¹ その他、必要とされる職種・・・言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門的な療育を実施できる職種、また保健師、嘱託医等を想定しています。

※² 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童発達支援センターの利用

児童発達支援センターの利用については、以下のような流れを想定し、個々の児童のニーズ（児童の特性）に応じた支援につなげていきます。

【児童発達支援センターの利用】



3 相談事業

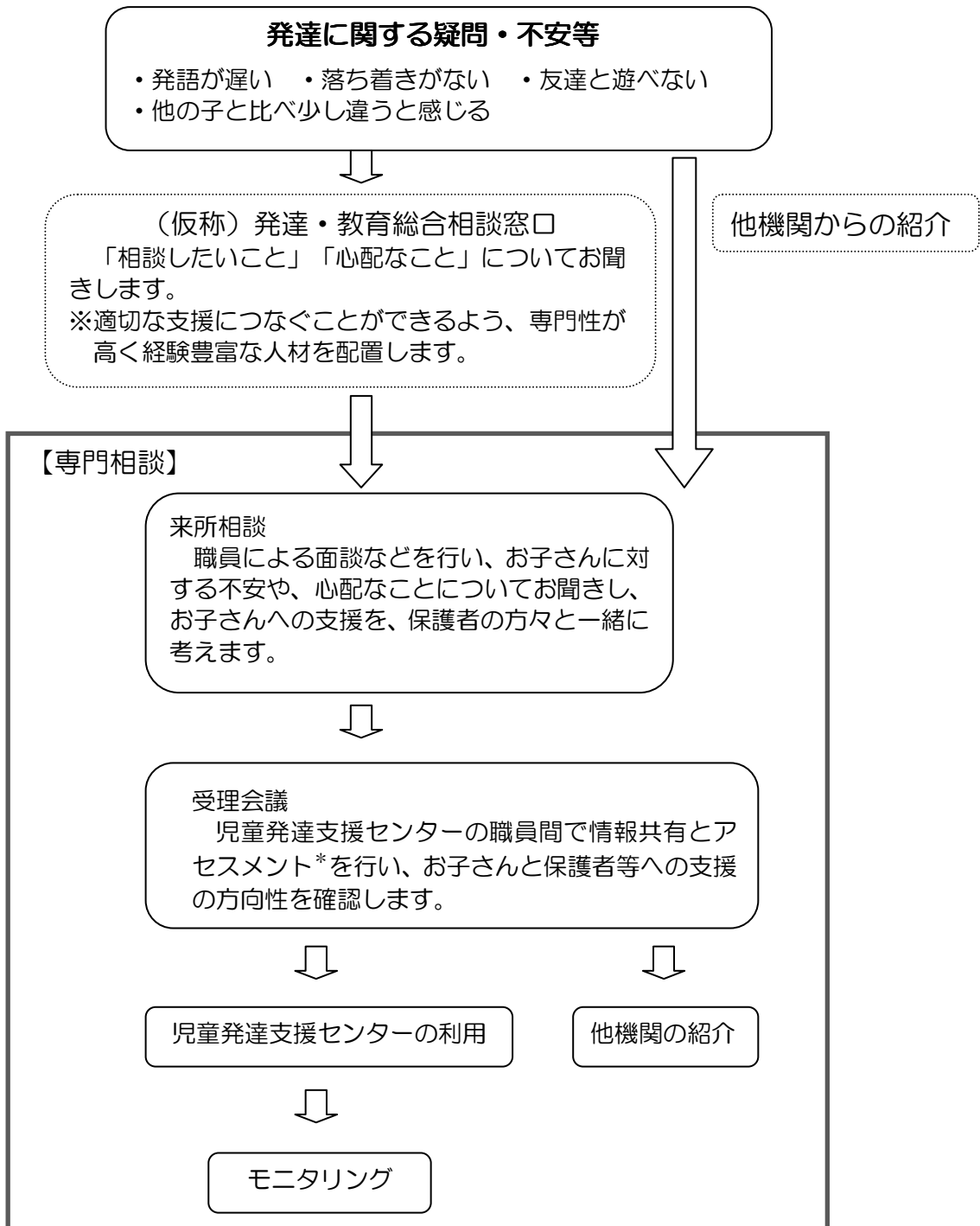
事業の概要

- 要配慮児童の保護者や関係機関からの相談、問い合わせについて、専門的な立場からの支援を行います。
- 就学前から就学時、進学時、卒業時などの児童のライフステージの変わり目に支援が途切れることのないよう、独自の「(仮称) 発達支援シート」を活用し、各機関の連携による継続的な支援体制を構築します。

具体的な事業内容

- 医師、臨床心理士等（公認心理師）、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などが、要配慮児童と保護者を対象に発達相談、教育相談（発達）、医療相談に対応し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行います。
- 児童に対し、発達に応じた適切な対応を検討していくために、専門的立場から、療育の必要性を判断し療育方針を定め、一人ひとりに応じた「(仮称) 個別の発達支援計画」を作成し、効果的・効率的な支援が受けられるよう努めます。
- 相談事業では、相談希望者からの電話を受け、面談する日時の調整等を行います。面談は、対象の児童とともに児童発達支援センターにおいて実施し、必要に応じて専門的な相談を行います。その後、支援を受ける手続きを行い、療育先を検討・選択し、療育を開始します。
- 障害があるという明確な診断ができないケースや、障害があることを気づかずに対応できていないケースなどに対し、「気になる」という段階から、きめ細やかな相談支援に努めるとともに、柔軟な取り組みを図ります。
- 要配慮児童のライフステージを通じ健康や生活の様子を記録し、必要な時に必要な情報を役立てることができるよう、来所での相談時に「(仮称) 発達支援シート」を作成し、効果的な活用を図ります。「(仮称) 発達支援シート」は、医療機関や教育・保育施設、学校など様々な関係機関を利用する際に、児童の生育歴や受けてきた支援の内容を関係機関と共有し、継続した支援を受けられるようにすることを目的とします。
- 情報の共有に関しては、保護者の同意を前提に個人情報を厳重に管理します。個人情報保護のあり方については、「(仮称) 発達支援シート」などの引き継ぎ方を含めて、今後、十分検討します。

【相談事業の流れ】



4 発達支援事業（未就学児童）

事業の概要

未就学の要配慮児童に対し、機能・言語等の療育や訓練をとおして日常生活における基本的な動作の指導を行い、知識技能の習得を促すことで、集団生活への適応を図ります。

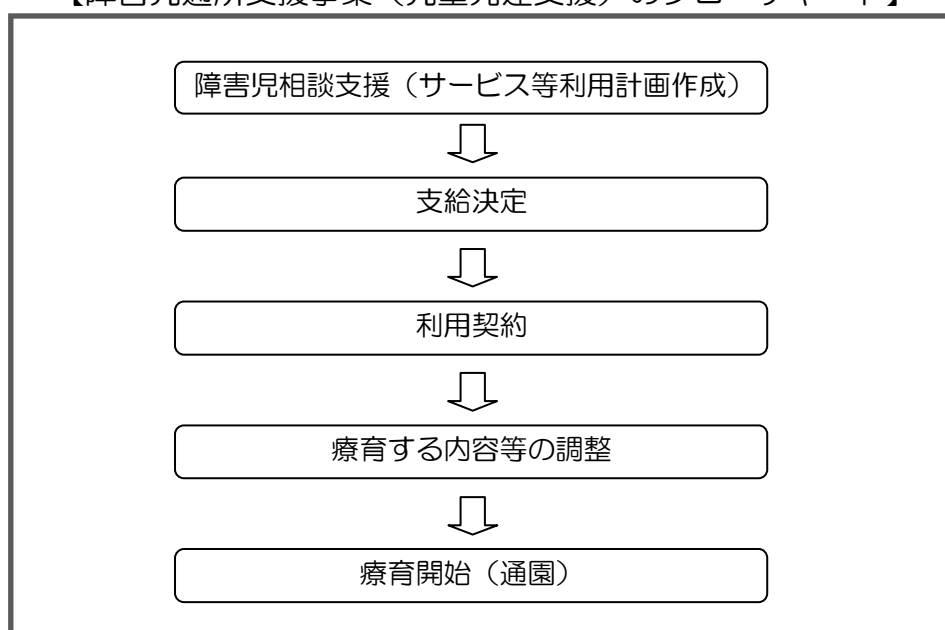
具体的な事業内容

（1）障害児通所支援事業（児童発達支援）【定員21名】

* 児童福祉法に基づく利用者負担金があります。

- 障害児相談支援（サービス等利用計画）に基づき、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を行います。
- 個別療育と集団療育は、両者を織り交ぜて効果的に実施します。
- 個別での専門的な訓練として心理療法、言語療法、作業療法、理学療法などを行います。
- 保護者等からの相談に応じ、各家庭の状況を十分に把握し児童の日常生活の安定や、より良い親子の関係づくりに向けた助言や必要な支援を行います。
- 教育・保育施設等に所属しながら児童発達支援センターを利用する未就学児童に対して、集団生活に適応するために必要な支援を行います。

【障害児通所支援事業（児童発達支援）のフローチャート】

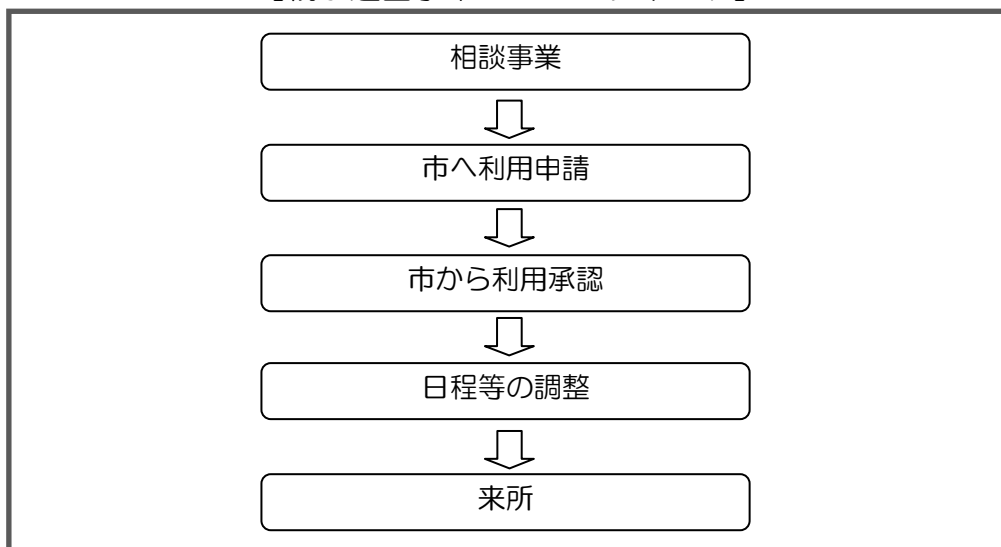


(2) 親子通園事業 【定員 10 名】

*利用者負担金があります。

相談事業により個のニーズ（児童の特性）を把握し、数組の親子での活動や遊びを通じ、お子さんの成長に応じた発達支援を行います。また、教育・保育施設等に所属しながらの利用も可能です。

【親子通園事業のフローチャート】

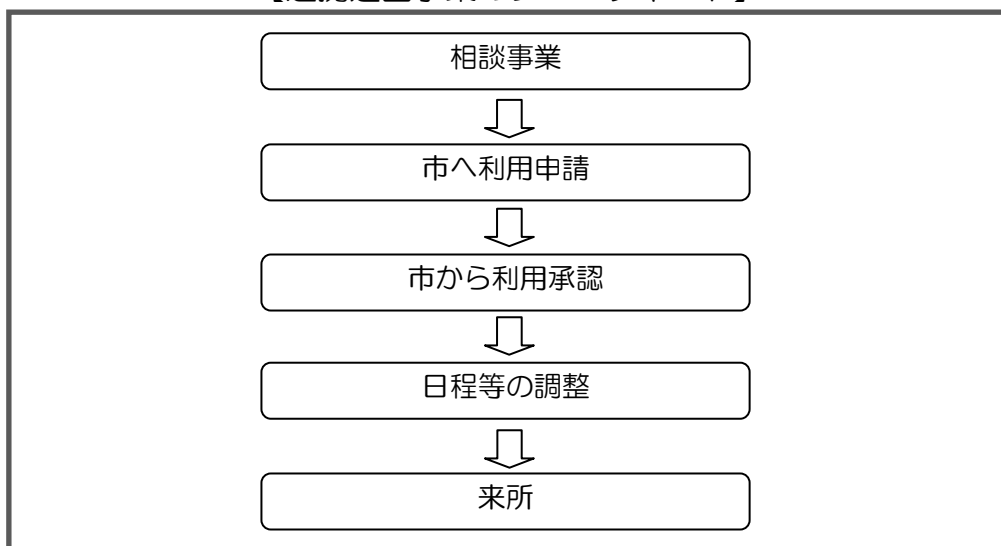


(3) 連携通園事業 【定員10名】

*利用者負担金があります。

教育・保育施設等に所属している未就学の要配慮児童を対象に、相談事業により個のニーズ（児童の特性）を把握し、小集団での活動や遊びを通じ成長に応じた発達支援を行います。

【連携通園事業のフローチャート】

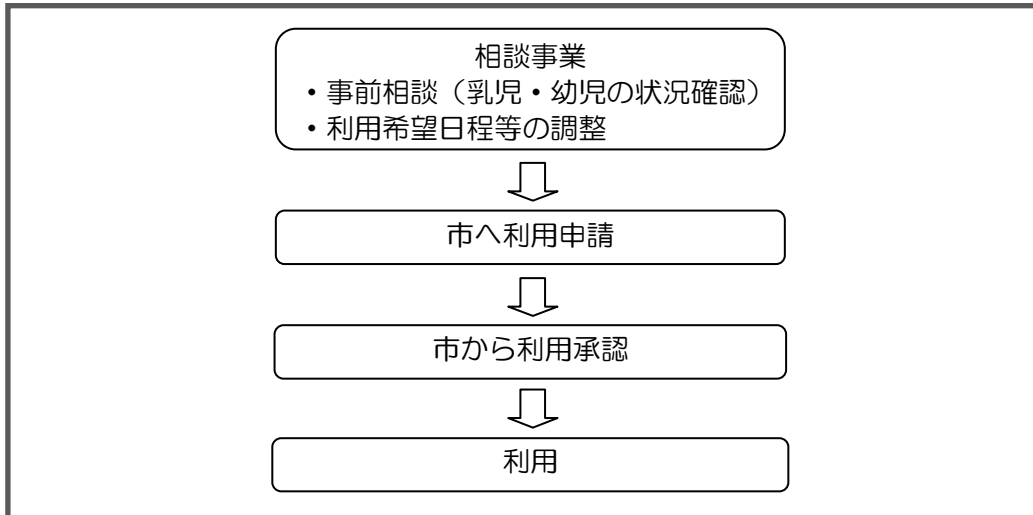


(4) 一時預かり事業 【定員3名】

*利用者負担金があります。

保護者にやむを得ない理由が生じた場合、児童発達支援センターを利用している未就学児童を一時的にお預かりします。

【一時預かり事業のフローチャート】



5 発達支援事業（就学児童）

事業の概要

就学している要配慮児童に対して、放課後等の時間を利用し、必要な支援や居場所を確保することで、本人の生活能力向上や自立を促します。

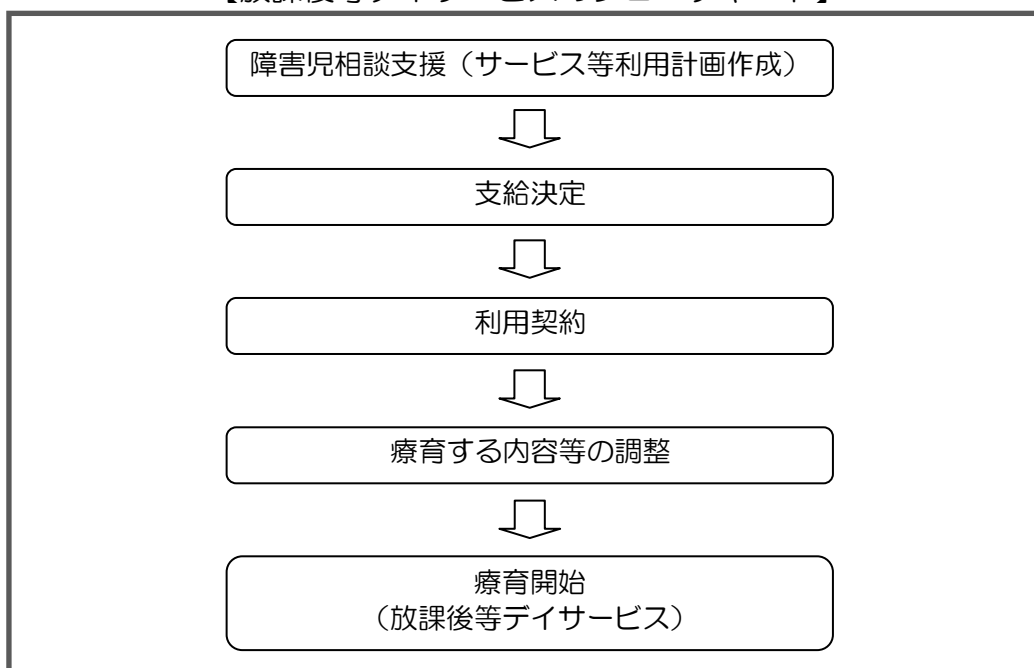
具体的な事業内容

（1）障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）【定員10名】

* 児童福祉法に基づく利用者負担金があります。

- 就学している要配慮児童を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流を促します。
- 放課後等デイサービスでは、障害児相談支援を行い、児童・保護者等と面談を通じて対象児童の目標、保護者等の希望等を確認して「サービス等利用計画」を作成し、療育内容、利用できる日数等について調整を行います。

【放課後等デイサービスのフローチャート】



6 連携事業

事業の概要

発達や教育についての相談・支援窓口の一本化を目的として市が設置する「(仮称)発達・教育総合相談窓口」とともに、児童発達支援の中核的なコーディネーター*機能を担い、保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築します。また、ライフステージが変わるたびに、それまでに蓄積された支援情報が途切れないよう確実に引き継ぎます。

具体的な事業内容

- 母子保健事業、教育委員会、子ども家庭支援センター、障害福祉課による総合的な支援を図るため、臨床心理士等（公認心理師）、保健師、スクールソーシャルワーカーなどの、専門性が高く経験豊かな人材が配置された「(仮称)発達・教育総合相談窓口」との緊密な連携体制を構築します。
- 相談を受けた要配慮児童に関して個のニーズ（児童の特性）を把握し、相談者の了解を得て支援会議を開催し、情報の共有とともに、適切な支援に向けた検討を行います。
- 関係機関からの相談や、これらの施設に在籍する児童の保護者などの相談に対し、その施設を訪問し助言を行います。
- 必要に応じて各機関で開催される会議や協議会などに参加し、個人情報取り扱いに留意しながら情報共有を行うなど、専門的な立場からの意見を述べます。
- 「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」との整合性を図りながら、「(仮称)発達支援シート」を作成します。来所での相談時に、相談者の了解のもと「(仮称)発達支援シート」に健康や生活の様子、これまでの支援の内容を記録し、医療機関や教育・保育施設、学校など様々な関係機関と情報を共有し、継続した支援を受けられるよう推進します。

(1) 母子保健事業との連携

保健センターで実施している母子保健法における健康診査などと連携し、発達障害などに起因する要配慮状態を早期に発見し、発達相談や療育に結びつけるための支援を行います。また、母子保健事業との連携を図り、児童発達支援センターを利用している児童に包括的な支援を行います。

(2) 教育・保育施設等との連携

- 連携通園事業を利用している児童について、よりの確な個のニーズ（児童の特性）の把握と適切な療育を実施できるよう、保護者の了解のもと、教育・保育施設等との連携・情報共有を行います。
- 「就学支援シート」のさらなる活用を図るため、教育委員会と協議を行いながら、教育・保育施設等と連携し、「就学支援シート」についての理解と周知に努めます。

(3) 教育委員会との連携

- 就学前児童に関しては、より適切な就学に向け、適切な時期に就学相談窓口につながるよう保護者への働きかけを行います。
- LD(学習障害)など、学齢期においてはじめて発達障害が疑われる児童・生徒に対し、適切な支援が受けられるよう、教育委員会との情報の共有化を図り、就学支援委員会*とも連携を図ります。
- 特別支援学級、特別支援教室、特別支援学校などに通う児童・生徒に対し、個のニーズ（児童の特性）に応じた支援を行うため、教育委員会と連携・協力し、重層的な支援体制を構築します。

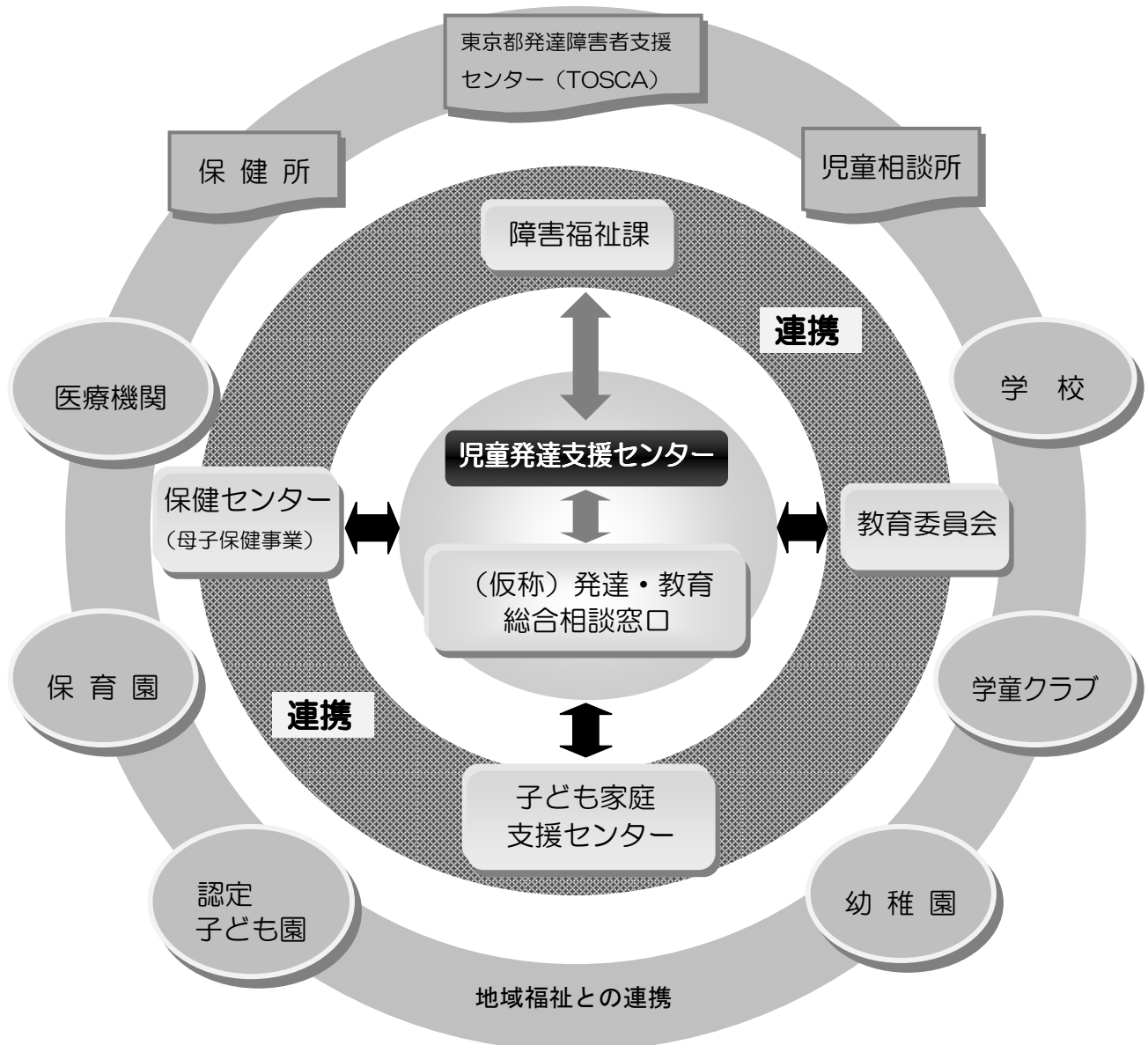
(4) 子ども家庭支援センター・子ども育成課との連携

- 児童発達支援センターを利用する児童について総合的な支援を図るため、養育が困難であったり、児童虐待が疑われた場合には、子ども家庭支援センターにおける要保護児童対策地域協議会*と連携します。
- 中学卒業後などに引きこもり状態となっていたり、学校や職場など所属のない要配慮児童については、子ども育成課を通じて東京都のひきこもりサポートネット*及び多摩立川保健所、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）など、適切な機関との連携を図ります。

(5) 障害福祉課との連携

- 18歳以降の継続した支援や、就労及び地域での自立した生活につながるよう、情報共有の仕組みを構築します。
- 「昭島市障害福祉計画*」に定める就労移行支援などの就労にかかる各種サービスについての情報提供や、就労面や生活面の支援を一体的に提供している障害者就労支援センターとの連携を図ります。
- 就労に向けた包括的な支援を図るため、障害福祉課との連携を図ります。また、「あきしま就職情報室*」などの紹介により、就労に向けた情報提供を行います。

【児童発達支援センターと地域の連携体制】



7 地域支援事業

事業の概要

要配慮児童への支援に携わっている機関が、より適切な支援を実施できるように児童発達支援センターから人材を派遣し、専門的な支援を行います。

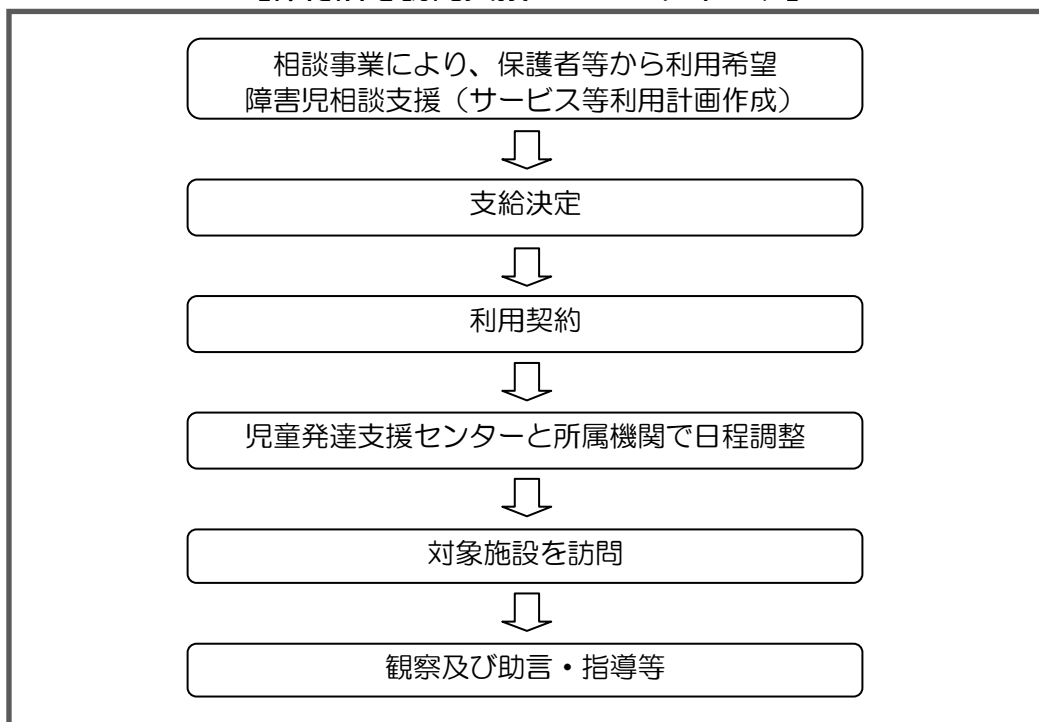
具体的な事業内容

(1) 保育所等訪問支援

* 児童福祉法に基づく利用者負担があります。

- 保護者からの要望により、児童が所属する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
- 障害児相談支援により「サービス等利用計画」を作成し、児童の所属する施設に専門職員が訪問します。対象施設において、対象児童を観察し、助言・指導などを行います。

【保育所等訪問支援のフローチャート】



(2) 教育・保育施設、学童クラブ等巡回相談事業

教育・保育施設、学童クラブ等を訪問し、要配慮児童がより生活しやすくなるよう、集団生活への適応や日常生活動作の習得に向けた専門的な助言を、教育・保育施設や学童クラブ等に対して行います。

(3) 教育・保育施設等職員研修など

要配慮児童に直接及び間接的に携わる職員に向け、教育・保育施設、学校、学童クラブなどに人材を派遣したり、講演会を開催します。

8 保護者支援・研修・啓発事業

事業の概要

要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、ノーマライゼーション*の理念に基づく共生社会、ソーシャルインクルージョン*の実現を図り、要配慮児童に対する差別と権利利益の侵害防止及び合理的配慮に関し、理解・啓発に努めます。

また、要配慮児童の保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、支援体制の整備を図ります。

具体的な事業内容

- 発達障害に関するリーフレットの作成、ホームページでの啓発、発達支援に関する講演会の実施などにより、発達障害に関する関係機関及び地域の理解・啓発に努めます。
- 要配慮児童の特性及び状況に応じた合理的配慮について、連携する関係機関や事業所への理解・啓発に努めます。
- 子育て中の保護者、教育・保育施設や小学校などの保護者に対して、要配慮状態への「気づき」となるよう、発達障害に関する知識や情報をリーフレットなどで発信し、子どもの障害への理解・啓発に努めます。
- 要配慮児童の保護者に対して、相談や助言などの支援を行うとともに、地域で孤立することのないように保護者相互の交流の場を確保します。
- 子どもの発達についての不安や悩みのある保護者を対象に、子どもとの適切な接し方を学ぶ機会として、ペアレント・トレーニング*などを実施し、よりよい親子の関係づくりと生活の改善に向けた支援を行います。
- 要配慮児童の家族が抱える悩みや不安については、同じ立場にある者同士が共感し寄り添うことにより軽減できる場合も多いため、要配慮児童の支援におけるピアサポート*の推進を図ります。

9 障害者差別解消法施行による「合理的配慮」の確保

平成 28 年 4 月より施行される障害者差別解消法の中で、「合理的配慮」の提供がうたわれています。「合理的配慮」とは、障害を持つ人々に対する環境整備など、必要な配慮の提供をいいます。

同法第 7 条では、行政機関等は、その事務又は事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしなければならないとされています。また、同法 8 条で、事業者については合理的配慮に努めなければならないとされています。

「合理的配慮」の提供として考えられる事項

児童発達支援センター、教育・保育施設、小中学校等、各機関における「合理的配慮」の提供については、次のような事項が考えられます。

- 教員・支援員等の確保
 - ・ 障害の状況に応じた専門性を有する教員・支援員等の配置
 - ・ 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
 - ・ 障害の状況を踏まえた指導の方法等について指導・助言する心理学の専門家、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等の確保

- 施設・整備の配慮
 - ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
 - ・ 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
 - ・ 個別学習やクールダウンのための小部屋等の確保

- 個別の発達支援計画や教育支援計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮
 - ・ デジタルツール、板書メモ等による情報の提示、点字・手話等のコミュニケーション手段の確保
 - ・ 個々の状態に応じた教材等の確保
(デジタル教材、タブレット ICT 機器等の活用など)
 - ・ 障害の状態に応じた教科における配慮
(運動会、体育祭等への競技参加の工夫など)
 - ・ 構音障害*などにより発音が不明瞭な場合、スピーチ方法を選択できるような配慮
 - ・ 発達障害を持つ児童に対し、情緒の安定を図る声かけや対応の配慮

10 運営主体

児童発達支援センターでの事業は、継続的、長期的な視点で安定的かつ効率的な「持続可能な運営形態」が必要です。市の直営で実施する場合、公的な責任を果たすことはできますが、施設整備を含め事業実施に関する財源の確保が難しい状況です。

安定的かつ効率的な事業運営に対応できる運営主体としては、昭島市社会福祉事業団や社会福祉法人が考えられます。昭島市社会福祉事業団に関しては、市からの人材の派遣による公的な責任を保ちつつ民間経営の長所を生かすことができ、一方社会福祉法人に関しては、福祉に関する経験と実績があります。このため、運営主体については、昭島市社会福祉事業団を含む社会福祉法人に広く公募し、次の表に示すような、それぞれの長所や短所を勘案し、また公私連携も視野に入れながら選定する必要があります。なお、社会福祉法人が実施主体となっても、施設整備や運営において市と社会福祉法人が密接に連携し事業を進めていきます。

【運営主体別 長短所一覧表】

	市の直営	昭島市 社会福祉事業団	社会福祉法人
財源の確保	×	◎	◎
人材の確保	×	△	△
行政との連携	◎	◎	○
発達支援に関する実績	○	○	◎
施設の設計・建設	×	○	◎

※運営事業者選定の時期については、平成28年10月頃を目途とします。

資料編

- 資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例
- 資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿
- 資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況
- 資料4 庁内連絡会要綱
- 資料5 用語解説

資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例

(設置)

第1条 児童発達支援の推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、昭島市児童発達支援計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、支援計画（児童発達支援センターの整備計画を含む。）に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係機関を代表する者 4人以内
- (3) 医師 1人以内
- (4) 臨床心理士 1人以内
- (5) 事業主を代表する者 2人以内
- (6) 市民 4人以内（うち公募による市民3人以内）

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

児童発達支援計画審議会委員	日額	10,000円
---------------	----	---------

資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験のある者	◎竹内 康二	明星大学人文学部心理学科准教授
	○浅原 伸行	昭島市公立小学校長会（東小学校）
関係機関を代表する者	伊藤 くるみ	東京都立川児童相談所 心理指導係長
	大石 修	東京都多摩立川保健所保健対策課長
	平岡 聖子	昭島市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会長
	森田 敬司	昭和飛行機工業株式会社 地域振興推進室
医師	長瀬 幸弘	昭島市医師会（たかつき第2クリニック院長）
臨床心理士	長岡 恵理	臨床心理士
事業主を代表する者	高村 孝子	昭島市保育園園長会（昭島ゆりかご第二保育園）
	岩本 庸子	特定非営利活動法人昭島ひよこ教室 所長
市民	三浦 和人	昭島市自治会連合会
	高橋 たえ	公募市民
	小野 泰子	公募市民
	岩崎 成昭	公募市民

◎会長 ○副会長

(敬称略)

注：氏名は昭島市児童発達支援計画審議会条例第3条組織順

資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況

	開催日	内 容
第1回	平成27年5月25日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・新委員への委嘱状の交付 ・委員紹介 ・諮問 ・(仮称)昭島市児童発達支援センター事業計画の構成について ・今後の予定について
第2回	平成27年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学(小金井市、調布市、日野市)
第3回	平成27年7月22日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設見学の報告 ・計画の検討について(1)
第4回	平成27年10月6日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の検討について(2)
第5回	平成27年11月17日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画のまとめ ・市民説明会について ・パブリックコメントについて
	平成27年12月12日	<市民説明会>
	平成27年12月14日 ～平成28年1月12日	<パブリックコメント>
第6回	平成28年2月4日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会報告 ・パブリックコメント結果報告 ・答申・計画案の策定

資料4 庁内連絡会要綱

(設置)

第1条 昭島市児童発達支援計画審議会（以下「審議会」という。）の計画策定に関することについて調査及び検討を行うため、昭島市児童発達支援計画庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、審議会における計画策定に関することについて必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員11人以内をもって組織する。

2 会長は、子ども家庭部子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、学校教育部統括指導主事の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、児童発達支援計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、連絡会の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、連絡会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

1	企画部企画政策課企画調整担当係長（うち1人）
2	企画部財政課財政係長
3	市民部産業活性課産業振興係長
4	保健福祉部障害福祉課障害福祉係長
5	保健福祉部健康課保健指導係長
6	子ども家庭部子ども子育て推進課計画・指導担当係長
7	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係長
8	子ども家庭部子ども育成課子ども家庭支援センター係長
9	子ども家庭部子ども育成課児童発達支援計画担当係長
10	学校教育部指導課特別支援教育係長
11	生涯学習部教育福祉総合センター建設室 教育福祉総合センター建設担当係長

資料5 用語解説

	用語	解説
あ 行	愛の手帳	知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適応を受けている。
	昭島市障害福祉計画	障害者基本法に基づき、本市において障害者施策の総合的な推進を図ることを目的にした計画。平成27年3月に「第4期昭島市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」が策定された。
	あきしま就職情報室	ハローワーク立川が開設する「昭島市ふるさとハローワーク」の通称。窓口で専門の相談員による職業相談・職業紹介が受けられるほか、タッチパネル式の求人検索機で全国のハローワークの求人情報の検索や閲覧も可能。事業主からの求人の取り次ぎなども行う。
	アセスメント	病気や障害などの心身の状況、その人の置かれている環境、日常生活の状況、サービスの意向、支援するうえでの課題などについて把握すること。
	NPO	Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。
か 行	学童クラブ	保護者が共働きなどのため放課後保育に欠ける児童を預かる施設。
	（仮称）個別の発達支援計画	効果的・効率的な支援を受けられることを目的として、（仮称）昭島市児童発達支援センターで独自に作成したもの。個のニーズ（児童の特性）に応じた適切な対応を検討していくために、専門的立場から療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行ったもので、一人ひとりに応じて作成される。
	（仮称）発達支援シート	医療機関や教育・保育施設、学校など様々な関係機関と情報共有し、継続した支援を受けられることを目的として、（仮称）昭島市児童発達支援センターで独自に作成したもの。相談者の了解のもと作成し、要配慮児童のライフステージを通じ健康や生活の様子、受けてきた支援の内容を記録する。
	加配	要配慮児童が在籍するクラス等で、通常より職員を多く配置すること。
	感覚統合室	身体感覚と運動野の統合を目的とした、運動や道具を利用した活動が行える部屋。
	教育相談室	学校や家庭での教育、子ども（幼児・小学校・中学生・高校生年齢相当）に関すること全般について相談を受ける場。昭島市教育相談室（昭和町分室内）。
	教育・保育施設等	本計画では、幼稚園・保育所・認定子ども園及び、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育を示す。
	言語聴覚士	何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障害をもつ人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職で国家資格に位置づけられる。
	公認心理師	平成27年9月9日に成立した「公認心理師法」に明記された心理職の国家資格。「公認心理師法」は公布日から起算して2年を超えない範囲内で法令で定める日から施行される。

	用語	解説
か 行	構音障害	発語に必要な運動経路や器官の障害で起こる言語障害。
	合理的配慮	障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失くした又は過度の負担を課さないもの。
	固定学級	教育活動全般において特別な指導を必要としている児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級に在籍し、指導を受ける。
	子ども家庭支援センター	0～18歳未満の子どもと家庭に関する総合相談窓口。子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイなどのサービスの提供や、子育てサークル支援などを行っている。
	個別の教育支援計画	障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適時、適切な支援を行うことができるような長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として保護者とともに作成するもの。
	コーディネーター	仕事の流れを円滑にするよう調整すること。地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整すること。
さ 行	作業療法士	国家試験により免許を受け、医師の指示のもとに農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障害者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療（作業療法）を行う。
	サービス等利用計画	障害福祉サービス等の申請に必要な計画で、サービス利用申請者が依頼し、「指定特定相談支援事業者」が作成する。障害福祉サービス等の支給決定後は「サービス等利用計画」の作成を行う。
	児童指導員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められた資格で、児童福祉施設において、0～18歳までの児童の成長を援助するとともに、基本的な生活習慣や学習の指導、生活上のアドバイスなどを行う。
	児童相談所	児童福祉法第12条により設置されており、児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に対して、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる機関。
	児童発達支援	発達や言葉の遅れがみられる児童と家族を対象に、集団や個別で実施する相談や療育。平成24年4月から、障害者自立支援法（障害者総合支援法）に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援と放課後等デイサービスの2つに分割された。
	社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
	就学支援委員会	児童・生徒一人ひとりに最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する委員会（就学支援委員会）が設置されている。

	用語	解説
た 行	就学支援シート	就学支援計画に含まれる書式の一つ。障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引き継いでいくもの。
	就学相談	就学のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。
	身体障害者手帳	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者（児）であることの証票として都道府県知事が交付する。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。
	ソーシャルインクルージョン	障害のある人や児童を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。
た 行	通級指導学級	教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。
	適応指導教室	昭島市適応指導教室設置規則に基づき、不登校*及びその傾向にある児童・生徒並びにその保護者に対し、適切な指導及び援助を行い、不登校等児童・生徒の在籍する学校への復帰を図ることを目的に設置している。小学生を対象に玉川会館内に「たまがわ適応指導教室」、中学生を対象に昭和町分室内に「もくせい適応指導教室」がある。 指導の内容については、基本的な生活習慣に係る指導に関すること、学習指導に関すること、集団生活への適応指導に関することを行っている。
	特別支援学級	特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級である。都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病虚弱」の特別支援学級（固定制）を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。 都では、通級による指導（通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通級の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導【障害による学級上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導】を特別の場で行う教育形態のこと。）を行う教室においても「学級」として編成し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、都内には、区市町村の一部の小・中学校の中に、「難聴」、「弱視」、「言語障害」（小学校のみ）、「情緒障害等」の学級がある。

	用語	解説
た 行	特別支援学校	「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害である。「学校教育法」の一部改正により、都道府県などの判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害（2～5障害種別）に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。
	特別支援教室	現在の通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の全部又は一部を担う機能や、在籍学級におおむね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う。
な 行	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
は 行	発達障害者支援センター	発達障害者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体等への情報提供や研修、連絡調整等を行うため、都道府県や指定都市ごとに発達障害者支援センターが指定されている。 東京都では、発達障害者支援の拠点として、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）が運営されている。
	ピアサポート	障害のある人やその家族など、同じような立場にある人による支援。
	ひきこもりサポートネット	東京都がひきこもりで悩んでいる、本人やその家族、友人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関の紹介を行う機関。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。病気や経済的な理由によるものを除く。
	ペアレント・トレーニング	要配慮児童の親のための子どもの育て方やよりよい親子の関係づくりに向けたトレーニング。
	保育所等訪問支援	教育・保育施設などに通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
	放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までの障害のある児童が、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。
	法内・法外	法内：児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス事業 法外：市独自の事業
ま 行	モニタリング	定期的に障害のある人などの心身の状況やサービスの利用状況などを確認し、改善を図っていくこと。
や 行	ユニバーサルデザイン	障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となってくる。

	用語	解説
や 行	要保護児童対策 地域協議会	虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う協議会。
ら 行	ライフステージ	乳児期、幼児期、学齢期、若者期、壮年期、高齢期などの生涯の各時期。本計画の中では、0～18歳未満を対象とする。
	理学療法士	国家試験により免許を受け、医師の指示のもとに治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用いて、運動機能の回復を目的とした治療法、物理療法（理学療法）を行う。
	臨床心理士	文部科学省認可の財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格及び有資格者のこと。臨床心理士は、臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者が抱える種々の心の問題の、援助・解決・研究に貢献する心理職専門家である。

(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画

発行年月 平成28年3月

発行 昭島市 子ども家庭部 子ども育成課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

Tel 042-544-5111 Fax 042-546-5496
